

平成 31 年度 若者提案プロジェクト補助金公募要項

1 目的

若者が自らアイデアを出し、仲間づくりを通じて、プロジェクトを実施することで、若者が暮らしやすいまちづくり（若者の定住促進、交流、起業・創業など）の実現を目指すもの。

2 対象者

以下の（１）から（３）の要件をすべて満たすものであること。

- （１）申請者（団体で申請する場合は代表者）は、平成 31 年 4 月 1 日時点において年齢が 18 歳以上 40 歳未満の者であり、若者提案プロジェクト実施運営体制届が提出されていること
- （２）訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと
- （３）申請者等が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との関係を有しないこと

3 対象事業

以下の（１）から（５）の要件のいずれか 1 つを満たし、かつ（６）を満たす内容であること。

- （１）長岡に対する愛着や誇りを高める事業
- （２）地域、長岡の産業を元気にする事業
- （３）人と人の繋がりを強める事業
- （４）新しい事業者を育てる事業
- （５）長岡で起業・創業し、長岡の産業を元気にする事業
- （６）以下のいずれにも合致しないこと
 - ア 公序良俗に問題のある事業
 - イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業
 - ウ 国(独立行政法人を含む)、県、市など、他の補助金、助成金を活用する事業（同一の事業計画で他の補助金、助成金等を申請中の場合で、いずれも採択された場合は、どちらを活用するか選択する。）

4 補助対象経費

以下の（１）～（３）の条件すべてを満たすものを対象とする。

- （１）使用目的がプロジェクトの遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （２）採択兼補助金交付決定通知後の契約・発注により発生した経費
- （３）書類等によって金額・支払等が確認できる経費

以下に対象とする経費を例示する。

- ア 広報費・・・広告宣伝、パンフレット印刷費、展示会出展費
- イ 原材料費・・・試供品・サンプル品等の製作に係る経費
- ウ マーケティング調査費・・・市場調査に関する経費
- エ 謝金・・・依頼した専門家等に支払われる経費
- オ 事務経費・・・事業実施に必要な官公庁への申請等に係る経費
- カ リノベーション費・・・店舗の外装工事、内装工事費用、店舗等借入費
- キ 知的財産権等関連経費・・・国内・外国特許取得費
- ク その他・・・審査会で認めた経費（設備費など）

5 補助率

補助対象事業の実施に要する経費の4分の3以内とする。但し、審査会で必要と認めた場合は、4分の3を超える補助率の補助金を交付することができる。

6 補助対象期間

交付決定日から令和2年3月15日（日）までに事業を実施するものであること。但し、機構が認める場合はこの限りではない。

7 応募期間

平成31年4月22日（月）から令和元年12月13日（金）までとする。
※予算額に達した場合は、その時点で終了とする。

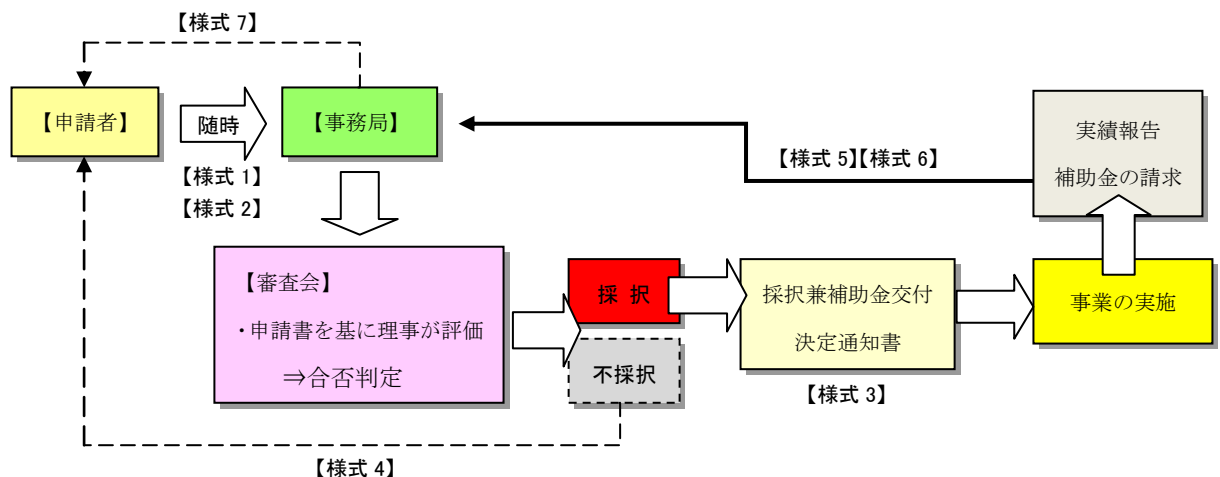
8 申請期限

原則として事業を実施する3月前の15日（土日・祝日にあたる場合はその前日）までとする。

事務局は申請書受理後、審査会を開催し、申請者に対しその結果を通知する。

（例）11月に事業を実施する場合 ⇒ 申請期限：8月15日

9 事業実施までの流れ



(1) 申請書類の提出

申請者は、下記の書類を事務局に提出する。

- ・「若者提案プロジェクト申請書兼補助金交付申請書」【様式1】
- ・「若者提案プロジェクト実施運営体制届」【様式2】

事務局は、申請書類の内容を確認し、必要に応じて申請者にヒアリングを行う。

(2) 審査会

事務局は、ながおか・若者・しごと機構「若者提案プロジェクト部会」の理事4名以上で構成する審査会を行い、提案されたプロジェクトの採択の可否及び補助金額・補助率等を決定する。

なお、事業内容や補助金申請額に応じて、申請者に審査会でのプレゼンテーションを求める場合がある。

(3) 採択の可否の通知

事務局は、「若者提案プロジェクト採択兼補助金交付決定通知書」【様式3】、または、「若者提案プロジェクト審査結果通知書」【様式4】により、採択の可否を申請者に通知する。

(4) 事業実績報告書の提出

申請者は、事業完了後、「若者提案プロジェクト事業実績報告書」【様式5】（以下、「実績報告書」という）を事務局に提出する。また、事業実施に伴い、個人起業、法人創業（設立）を行った場合は、その関係書類一式の写しを事務局へ提出する。

(5) 補助金の請求

申請者は、事業完了後、「若者提案プロジェクト補助金請求書」【様式6】を事務局へ提出する。

なお、補助金の振込先は、以下のア又はイとする。

ア 申請団体の専用口座

イ 申請者（団体で申請する場合は代表者）個人の口座

(6) 補助金の交付

事務局は、提出された実績報告書を確認し、その内容が適正と認められる場合、補助金額を確定した後、「若者提案プロジェクト補助金額確定通知書」【様式7】により申請者に通知する。（通知から概ね10日以内の支払いとなる。）

(7) その他

プロジェクトの性質上、概算をもって交付をしなければ事業の実施に支障を及ぼすと認められる場合は、概算払いをすることができる。

なお、概算払いによる補助金交付後に事業の未実施及び実績額が補助金額よりも下回

った場合は、精算後、補助金を返還するものとする。

10 個人情報の取扱いについて

事務局は、プロジェクトの応募に係る提出書類により取得した個人情報について、以下の目的のみに利用する。

- ①プロジェクトにおける審査・選考・管理のため。
- ②採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ③応募情報を統計的に集計・分析するため。

(問い合わせ先・申請書等の提出先)

ながおか・若者・しごと機構事務局

〒940-0062

長岡市大手通2丁目3番地1 NaDeC BASE 内

電話 : 0258-86-6008

電子メールアドレス : wakamonokikou@city.nagaoka.lg.jp